

# 読谷村「出産・子育て応援給付金」申請について

## 令和5年5月1日より受付開始しました。

**ご注意ください！他市町村で給付金等を受けた方は申請できません。**



読谷村では、村内在住のすべての妊婦さんや子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育て期までの一貫した相談支援を行い、出産・子育てに関する費用負担の軽減を目的として「出産・子育て応援給付金」を支給します。

【お問い合わせ・担当窓口】

読谷村役場 健康推進課 098-982-9211（平日9時～17時）

支給対象者	①申請時点で、読谷村に居住している方 ②他の市町村で「出産・子育て応援給付金」等を受給していない方
-------	--

### 出産応援給付金

対象者	令和5年5月1日以降に妊娠届を提出する方
支給額	妊婦ひとりあたり50,000円 ○多胎妊婦の方も、50,000円の支給となります。

### 子育て応援給付金

対象者	令和5年5月1日以降に生まれる子の養育者 (原則、出生児と同居する母親または父親)
支給額	出生児ひとりあたり50,000円

### 給付内容・申請方法

令和5年5月1日以降に妊娠届を提出する方

【親子健康手帳交付時】（妊娠届出時）  
※事前に電話での予約をお願いします

- ・保健師・看護師等との面談を行います。
- ・面談後、申請書類をお渡しします。

【申請手続き】

- ①「オンライン申請」または②「書面申請」

「出産応援給付金」  
(妊婦ひとりあたり50,000円)  
申請期限：妊娠届～4か月以内

・「妊娠期アンケート」「出産後アンケート」が同封されている方や、妊娠6～7か月頃に「妊娠期アンケート」が届いた場合は、必ずアンケートへご回答ください。

令和5年5月1日以降に生まれる子の養育者

【新生児産婦訪問】【すこやか赤ちゃん訪問】  
・助産師や保健師等による訪問時に申請書類をお渡しします。

【申請手続き】

- ①「オンライン申請」または②「書面申請」

「子育て応援給付金」  
(出生した子ひとりあたり50,000円)  
申請期限：出生届～4か月以内